

第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成23年		平成22年		前年比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
総数	2,432	2,405	2,405	2,361	27	44	
ダフヤ行為(第2条)	11	12	26	27	△15	△15	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,995	1,961	1,957	1,914	38	47
	うち 盗撮	(263)	(257)	(201)	(198)	(62)	(59)
	その他(第2・3・4項)	1	3	-	-	1	3
つきまとい行為等(第5条の2)	4	4	9	9	△5	△5	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為(第7条)	421	425	413	411	8	14	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	

注 「盗撮(画像が記録媒体に保存されている場合)」は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

区分	平成23年	平成22年	前年比	
ストーカー行為等に係る相談	993	1,032	△39	
警告書の交付(第4条)	168	154	14	
禁止命令(第5条)	17	11	6	
仮の命令(第6条)	-	-	-	
援助の実施(第7条)	71	101	△30	
送致	ストーカー行為違反(第13条)	17	21	△4
	禁止命令違反(第14条)	3	5	△2

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

区分	平成23年	平成22年	前年比	
配偶者の暴力行為に係る相談	2,342	2,688	△346	
接近禁止・退去命令(第10条)	13 (13)	20 (14)	△7	
接近禁止(第10条1項1号)	69 (63)	95 (88)	△26	
退去命令(第10条1項2号)	1	-	1	
援助の実施(第8条の2)	1,120	1,261	△141	
送致	保護命令違反(第29条)	2	4	△2

注 () 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課